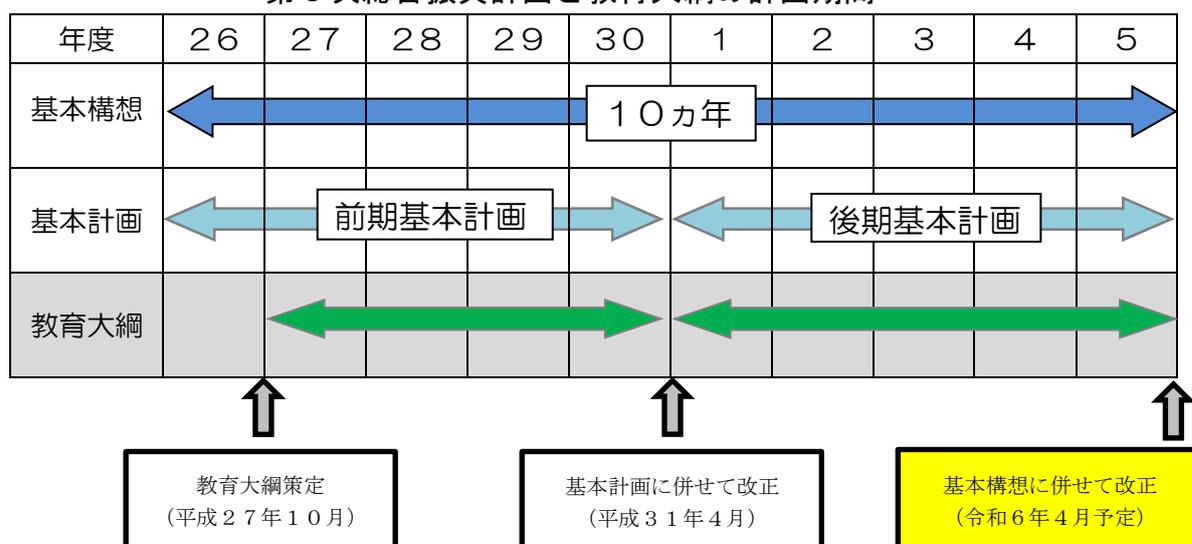


(1) 現在の教育大綱の計画期間

現在の松伏町教育大綱（以下「教育大綱」という。）の計画期間は、松伏町第5次総合振興計画（以下「第5次総合振興計画」という。）との整合性を図るため、第5次総合振興計画後期基本計画終了までの5年間（令和元年度から令和5年度まで）としています。

このため、令和6年度に向けて教育大綱の改正を検討していきます。

第5次総合振興計画と教育大綱の計画期間



(2) 教育大綱策定の考え方

松伏町では、第5次総合振興計画の教育に関する施策項目に基づき、様々な教育行政を推進しています。

また、松伏町教育委員会では、第5次総合振興計画における町の将来像「笑顔が未来に広がる緑あふれるみんなのまち！」の実現に向け、第5次総合振興計画に掲げられた課題の解決や指標を達成するため、松伏町教育行政重点施策を策定しています。

第5次総合振興計画の教育に関する施策項目の推進方針をより具体的に示した松伏町教育行政重点施策が法の求める大綱の趣旨に最も合致していると考えられることから、これをもって教育大綱を策定しました。

今回は、令和6年度を始期とする松伏町第6次総合振興計画（以下「第6次総合振興計画」という。）の策定に合わせて、教育大綱の改正を行うものです。

(3) 要改正事項

第6次総合振興計画とのすり合わせが主な改正事項となります。

(4) 今後のスケジュール

第6次総合振興計画の策定方針とのすり合わせを行い、今年度中に改正案を作成し、次回以降の総合教育会議の議案とします。（令和6年2月頃まで）